

議案第 16 号

飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

3 年に 1 度の介護保険制度見直しによる厚生労働省令の改正に伴う改正

飛驒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

飛驒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年飛驒市条例第48号）の一部を次のように改正する。

本則（第44条第6項表及び第71条第9項を除く。）中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（飛驒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年飛驒市条例第46号）第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下と」の次に「し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が12人以下となる数と」を加える。

第44条第6項の表中欄中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「診療所であるものに限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図

るために、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

資 料

飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第 1 条～第 4 条 略 (従業者の員数) 第 5 条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設_____、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。 (1)～(3) 略 2 ～ 7 略 第 6 条～第 8 条 略 (利用定員等) 第 9 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定	第 1 条～第 4 条 略 (従業者の員数) 第 5 条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の 4 に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。 (1)～(3) 略 2 ～ 7 略 第 6 条～第 8 条 略 (利用定員等) 第 9 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定

においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下と _____

する。

第10条~第43条 略

第44条 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置く

においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が12人以下となる数とする。

第10条~第43条 略

第44条 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置く

ほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
略	略	略

7～13 略

（管理者）

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービス

ほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は <u>介護医療院</u>	介護職員
略	略	略

7～13 略

（管理者）

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービス

センターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（飛騨市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年飛騨市条例第46号）第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、省令基準第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、省令基準第46条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第47条～第59条 略

（協力医療機関等）

センターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（飛騨市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年飛騨市条例第46号）第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、省令基準第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、省令基準第46条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第47条～第59条 略

（協力医療機関等）

第60条 略

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第61条～第71条 略

(管理者)

第72条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令基準第71条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービ

第60条 略

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第61条～第71条 略

(管理者)

第72条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令基準第71条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービ

スの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であつて、省令基準第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第74条～第77条 略

(身体的拘束等の禁止)

第78条 略

2 略

(協力医療機関等)

第83条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

スの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であつて、省令基準第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第74条～第77条 略

(身体的拘束等の禁止)

第78条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に對し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(協力医療機関等)

第83条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

資 料

以下 略

以下 略

飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

指定地域密着型介護予防サービスの各種基準については、介護保険法の規定により、厚生労働省令（以下「省令」という。）による基準をもとに市条例により定めているところであるが、国における３年に１度の定期的な制度見直しに伴い、当該省令が改正され、平成30年４月１日より施行されることから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

今回省令改正された部分において、当初の条例制定時に規定した市独自の基準に関係する部分はなく、また、改正により新たに規定されることについても本市の実情と異なる部分はないことから、省令の改正内容と同様の基準を定める。主な改正内容は次のとおり。

(1) 介護医療院の創設に関する整備

新たな介護施設として主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として介護医療院を追加する。例規中で介護保険施設や施設サービスの類型を列挙している箇所について改正するもの。

(2) 介護予防認知症対応型通所介護

共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直し

共用型介護予防認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「１施設当たり３人以下」から「１ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12

人以下」に見直すこととする。

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護

身体的拘束等の適正化

身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準の厳格化を定める。

3 施行日 平成30年4月1日